

今村復興大臣の発言に抗議する 共同記者会見

日時：2017年4月7日 15:30～16:30

場所：参議院議員会館 101

発言者（敬称略）

- 瀬戸大作（避難の協同センター事務局長）
- 松本徳子（郡山市から神奈川県に避難）
- 熊本美彌子（田村市から東京都に避難）
- 長谷川克己（郡山市から静岡県に避難）
- 今野寿美雄（浪江町から福島県内に避難）
- 鴨下裕也（いわき市から東京都に避難）
- 森松明希子（郡山市から大阪府に避難）
- 武藤類子（ひだんれん共同代表／三春町在住）

司会：満田夏花（避難の協同センター世話人）

主催：避難の協同センター

原発事故被害者団体連絡会

原発被害者訴訟原告団全国連絡会

「避難の権利」を求める全国避難者の会

※記者会見終了後、復興庁前にて抗議アピールを行います。こちらの方もぜひご取材ください。

日時：2017年4月7日（金）18:00～

場所：復興庁建物の前

千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎4号館（財務省上）

2017年4月6日

復興大臣今村雅弘様

原発被害者訴訟原告団全国連絡会

共同代表 早川篤雄 中島孝 鴨下祐也 今野秀則
村田弘 森松明希子 金本友孝

4月4日記者会見における発言について抗議し辞任を要求する

報道によると、今村雅弘復興大臣は、4月4日午前の記者会見において、避難指示区域外からの避難者への住宅の無償提供の打ち切りに関するフリージャーナリストの質問に対し、「本人の判断」「自己責任」として国の責任を否定した。さらには「裁判でも何でもやればいい」と述べた上、記者の質問に激高し、会見は打ち切られたということである。8時間後に会見を行い、釈明を行ったが、記者会見時の発言内容については取り消さなかった。

私たちは、今回の復興大臣の発言内容と行動は原発事故の被害者として看過できない重大な問題であると考え次のことを要求する。

- 1、4月4日の記者会見における発言を撤回すること
- 2、復興大臣を辞任すること
- 3、原発事故被害者の立場に立った真の救済制度を早急に設けること

理由

- 1、まず、区域外避難者らが提出した8万7000余の署名について、内容については確認していないという。被害者が悲痛な思いを込めて提出した署名を大臣が確認もしないという大臣と復興庁内部の組織の問題がある。真に被災地と被災者の復興を願うならば、その出発点は何よりもその声を聞くことから始めるべきである。
- 2、「子ども・被災者支援法」では、被害者が居住・避難・帰還のいずれを選択した場合でも国が支援をすべきであると明記している。現実には避難者がいて、「まだ放射線による健康被害の危険があるから避難を続けたい」という願いを、今年3月末で打ち切ってしまったことは法の主旨にも反しているものであり、国の責任を放棄するものである。
- 3、群馬訴訟に対する前橋地方裁判所の判決では、福島第一原発事故は防ぎ得たものと断定、国と東京電力の責任は同等であるとして賠償責任を認めている。さらに判決は、避難指示区域外から避難することも合理的であったこと、避難を継続していることも合理的であることを認めている。つまり、前橋地裁判決は、避難指示区域

外の避難者が避難したことについて、自己責任ではなく国に法的責任があることを認めている。国は、原発事故の加害者として真摯に責任を果たすことを司法の場でも追及されていることを自覚し、これを尊重すべきである。

- 4、次に、現在とられている帰還強要政策は、現地の実情や、被災者が現実におかれている立場に立っていない。そして、そのことに対する大臣の認識は、全く不十分である。大多数が帰ったから福島は安全であり、復興に協力すべきであるという認識の上に立ち、帰らないのは「自己責任」だということは、あまりにも福島の現実を知らない発言である。

非情にも政府は、今年3月末には住宅支援を打ち切り、帰還困難区域を除く全ての避難指示を打ち切りを強行し、1年後の賠償打ち切りを宣言している。しかし、避難指示が解除された区域でも、帰っている被災者は全体で13パーセントであり、多くが高齢者である。若い子育て中の避難者の多くは帰っていない。または、住宅の無償提供が打ち切られ、泣く泣く帰還を決めた避難者が存在する。このことは何を意味するのか。大臣には、区域外避難者の避難が放射能被曝から子どもたちを救いたいという悲痛な選択であることが理解できないようである。

- 5、このような復興大臣を任命した安倍首相の任命責任も大きい。安倍首相にも同等の責任があることを追及するものである。

2017年4月6日

復興大臣の辞任を求めます

国の責任を蔑ろにしたあげくの「自主避難は「自己責任」」発言
現在の被害者切り捨て政策を露呈

復興大臣 今村 雅弘 様

4月4日の記者会見で、記者から避難者が住宅提供を打ち切られ、困窮していることに対する国の対応を問われた貴職は、「自主避難者が福島に帰れないのは本人の責任である。基本は自己責任。裁判でも何でも、やれば良いではないか」という趣旨のご発言をなさいました。

東京電力福島第一原発事故の責任は、国と東京電力にあります。私たちは、「加害者」側におられる貴職が、「被害者」である避難者に対して、自分の責任だという発言を行ったことに強い怒りを禁じえません。

避難者は、原発事故さえ起らなければ、故郷を離れ、違う土地で苦しい思いをすることもありませんでした。

2012年に制定された、「原発事故子ども・被災者支援法」の中でも、原子力政策を推進してきた国の責任を明記し、被害者が居住・避難・帰還のいずれを選択した場合でも、国が支援を行う旨が書き込まれています。

貴職の発言は、これらを一切無視し、国の責任を放棄し、避難者の想いを踏みつけるものです。被災者支援の責任を担うはずの復興大臣としての資質を問わざるをえません。

また、上記発言は、避難指示区域外から避難している方々の実情を全く知らないが故の発言です。

4月以降の避難生活を継続される、多くの方が生活困窮に陥りながら、避難の理由である放射能被害から家族を守る為に苦闘しています。現在まで、復興庁は、住宅提供打ち切りおよびその後の責任を福島県に押し付け、避難者の実情の把握すら行ってきませんでした。

さらに、3月17日、前橋地裁は、福島県から群馬県に避難した原告などが国と東京電力を相手に提起した損害賠償請求訴訟において、国に東京電力と同等の賠償責任を認めた上、原告となった自主避難者のほとんどの人について、避難す

ることが合理的であったこと、また、種々の理由で避難を継続していることも合理的であることを認めました。すなわち、自主避難者が避難したことや避難を継続していることは、自己責任ではなく、国に法的な責任があることを認めています。

それにもかかわらず、「裁判でもなんでもやればよい」という貴職の発言は、被害者である原告が何故、裁判に訴えなければならなかった事情を理解せず、被害者全体を侮辱するばかりでなく、閣僚として司法判断を軽視するものです。

私たちは、貴職に対し、発言の撤回と謝罪、そして復興大臣を辞任することを求めます。

避難の協同センター
「避難の権利」を求める全国避難者の会
原発事故被害者団体連絡会
原発被害者訴訟原告団全国連絡会
避難住宅問題連絡会

たった1日間で**28,127**筆の賛同署名が集まりました。

4月6日、復興庁にメッセージを添えて提出しました。

問い合わせ先：避難の協同センター
090-1437-3502（瀬戸）／090-6142-1807（満田）